

社会福祉法人ときわ会

一般事業主行動計画

社会福祉法人ときわ会は、職員が仕事と子育ての両立をさせることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮しながら働き続けることができる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

□ 計画期間 : 令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）

〈 目 標 1 〉：男性職員の子の看護休暇の取得促進を図る。

〈 対 策 〉

令和2年4月～・男女共に看護休暇の日数のうち1日を有給とする。

令和2年4月～・子の看護休暇の男性職員の利用を期間中に2回以上とする。

〈 目 標 2 〉：ノー残業デーを各事業所において設定し、実行する。

〈 対 策 〉

令和2年6月～・ノー残業デー（毎月1回）意識づけのための「ノー残業デーメール」をデスクネットで配信、安全衛生委員会において周知徹底する。

令和2年4月～・管理職の意識強化のため、運営会議等で情報配信を行う。